

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年六月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 岡山ネオポリスショッピングセンター

所在地 赤磐市桜が丘東五丁目五-二七九

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 芙蓉総合リース株式会社

住所 東京都千代田区三崎町三丁目三-二三

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 隆

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時

(変更後) 午前七時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時から午前一時まで

(変更後) 午前六時三十分から午前一時まで

4 変更年月日

平成二十四年六月一日

二 届出年月日

平成二十四年六月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十四年六月十五日から同年十月十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び赤磐市産業振興部商工観光課